

令和8年度第1回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和8年5月28日（木） 13:30～14:50

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎会議室3-1

3 出席委員

会 長	高橋 克	委 員	實形 裕介
副会長	笹生 衛	委 員	野尻 孝明
委 員	濱名 徳順	委 員	井口 崇

（欠席委員）

委 員	成田 篤彦		
-----	-------	--	--

4 出席職員

教育長	鴫田 道雄	学芸員	助川 諒
生涯学習課長	西原 崇浩	主任主事	依知川 清楓
副課長	田中 大介	学芸員	池田 輝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- （1）市指定文化財「イッペガサ製作技術」復元実験について
- （2）市指定文化財「率土神社縁起」案内板の修繕について

7 報告

- （1）令和8年度文化財保護事業について
- （2）市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について
- （3）市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について

(4) 令和8年度文化財審議会の日程について

8 議事等

議題（1）イッペガサ製作技術の復元実験について

事務局：資料に沿って説明

笹生副会長：良い試みだと思う。い草は地元で供給できるものなのか。供給できればマニュアルを元に、学校の体験教室などで笠を作れる。

事務局：昨年度の文化財審議会において、成田委員からの情報提供で木更津市大久保にある耕作放棄地でい草が採取できることを報告した。今回の製作実験に使用したい草もそこで採取したものである。

笹生副会長：栽培しているのか。

事務局：栽培ではない。

井口委員：技術保持者の在原さんはどこでい草を採っていたのか。

高橋会長：茨城の知り合いの田んぼで採っていたと記憶している。この近辺では採っていなかったようである。

指定の際から携わっているのだが、在原さんはご子息のお嫁さんに教えていたという話だが、うまく続かなかった様子である。技術が家族の中で継承されていかない現状である。製作技術を指定しているので、マニュアルを作り、動画もあるので、後継者を育成できると良い。民俗文化財では、例えばお囃子が途絶えてしまっても、お囃子の画像や歌が残っていて、数年後に復活させたことがあり、その間は指定を解除していないところが多い。伝承が必要になる文化財については、何代か途絶えても復活の可能性があるので解除せずに待ってあげばよい。

井口委員：指定は人物指定なのか技術指定なのか。

事務局：技術指定である。

高橋会長：技術保持者が亡くなっても指定を解除せず、マニュアルを作成し、できれば後継者を育成していくということで進めてもらいたい。

議題（2）率土神社縁起

事務局：資料に沿って説明

笹生副会長：漢文が雑な感じであり、漢文を知らない人間が半分書いているような部分があって読みにくい。内容としては神道集に出てくる中世日本紀のあり方を示していると考えられるので、案内板にはこの縁起の性格についての説明が必要である。摩伽陀国の盤古が素戔鳴であるということが前提となっており、神道集との比較によるこの縁起の宗教史的な位置づけも必要である。また、資料10頁の④にあるように、中世か江戸時代初期に、飯富→飽富という地名の言い直しがあったことを案内板に書いた方が地元にとってはよいのではないか。まずはこの縁起の中世における位置づけをして、それが地元を受け入れられて、地元の地名に関する文脈で書かれているということを整理した方がよい。そのためにはこの縁起の原本の調査と読み下しを正確に行った方がよい。地元の地名の由来を中世日本紀という形で説明しているところに、この縁起を指定した意味があると感じている。

井口委員：以前から案内板の文面が気になっていた。この縁起の元となった話があるはずである。モデルとなった話は熊野の本地と考えている。

笹生副会長：熊野だけとは限らない。資料10頁①の3行目に船の記述があるが、これは中世の中臣祓や陰陽道の影響を受けていると思われる。もう少し縁起の内容を分析した上で文面を考えた方がよい。

井口委員：熊野と関係がある理由として、かつて神納にあった3つの寺に熊野の仏がもともと本尊としてあり、新宮、本宮、那智が揃っているので、そのような受け入れをした地域であったと考える。

笹生副会長：熊野もそうであるが、「播州」という表現がある。その後上総に来るのだが、「私曰」と「千艘谷」という表現が小さな字で書かれており、もともと割注で書かれていたと考えられるが、この縁起を書いたか写した段階で地元の人に関わっていることがわかる。原本調査をして縁起の位置づけを考えた方がよい。どのような用紙にどのような形で書かれたかも含め、現在の研究水準で再度分析した方がよい。400年以上前に地元の地名について語っているので、地元の歴史との関連で考えていった方が有意義ではないか。また、わざわざ多田性の方が関わっていることが書かれている。資料10頁①では大朝臣（おおのあそん）とあり、元々多田氏は大朝臣で、盤古帝の妻の家臣であったという筋書きであろう。中世の地元語りと考えられる。

高橋会長：案内板の文面として、袖ヶ浦市の共通の書式はなかったか。

事務局：近年作成した案内板については統一した書式としているが、今回は過去の文面を引き継いで作成してしまっている。

高橋会長：縁起のダイジェスト版が書かれているが、何の指定か、指定年月日、指定理由が書かれていない。今話があったように中世の宗教史がうかがえることや地域の成立、地名の起源に関する資料として重要であると思われる。指定の際に理由があったと思うが、指定理由に具体性を持たせた方が、内容にさらに興味を持ってもらえると思われる。

笹生副会長：審議会で原本を見させてもらえればと思う。原本はどこにあるのか。

事務局：郷土博物館にある。

笹生副会長：次回の審議会で見させてもらえればと思う。

事務局：承知した。

實形委員：資料9頁の修正案の最後に「神前で奉読する習わしで、現在も続けられている」とあるが、漢文を読むことはできないので、何らかの読み下し文があったのか。

事務局：先日氏子の方に確認したが、原本のコピーを持っていて、本人が書き下し文を作成して読んでいるとのことであった。

實形委員：原本が成立していたであろう室町時代頃に、神納のあたりの人が神社を中心としたこの物語を作り上げたことになる。ここに書かれていることが本当か嘘かではなく、この物語を作って共有していたということが重要である。地名が変わったことについてもここで理由を付けている。

笹生副会長：室町末期や戦国時代頃に地元の間人が書いており、教科書的な漢文で書いていないことが面白い。

實形委員：いろいろなところから話を仕入れてきて、我流の漢文で書いている。おそらく漢文で書くことに意味があったと思われる。

笹生副会長：中世のこのような文書が地方に残っていることは少ない気がする。地名伝承で書かれており非常に意味があると思われる。

事務局：いろいろお話を伺って、再度分析する必要があると感じたが、資料7頁にあるように現在板面が見られない状況である。指定理由等が記載されていないので、最低限の内容を追加し、暫定的な内容で板面を修正させていただいた

い。今回はシールに印刷して貼り付けるため、今後再評価した内容を踏まえて板面を修正させていただきたい。

高橋会長：指定されている物件であるが、再度分析することで評価すべき点が出てくると思われる。早急に対応しなければならない板面の修繕については、資料9頁をもとに、指定理由等を追記して貼ることとする。縁起自体の再評価を行い、その内容に応じて板面を修正していくということによいか。

事務局：承知した。取り急ぎ修正板面を仮貼りし、次回の審議会で原本を見てもらい、今後再評価した内容で正式な板面を作成することとしたい。

報告（1）令和8年度文化財保護事業について

事務局：資料に沿って説明。

高橋会長：発掘調査は増える見込みか。

事務局：予定している確認調査が本調査に移行すれば増加するが、今年度調査可能かについては調整していきたいと考えている。

報告（2）市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について

事務局：資料に沿って説明。

笹生副会長：映像記録を撮影し、いつでも使用できるように整備しておくようにしてもらいたい。

報告（3）市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について

事務局：資料に沿って説明。

井口委員：所有者が亡くなったということか。

事務局：亡くなってはおらず、資料の整理のために寄贈されたことによる。

報告（4）令和8年度文化財審議会の日程について

事務局：資料に沿って説明。

質疑等なし。

会議終了後、蔵波八幡神社等現地視察

以上

令和 8 年度 第 1 回袖ヶ浦市文化財審議会

会議次第

日 時 令和 8 年 5 月 2 8 日 (木)
午後 1 時 3 0 分から

場 所 袖ヶ浦市役所 3 - 1 会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 職員紹介

5 議題

- (1) 市指定文化財「イッペガサ製作技術」復元実験について
- (2) 市指定文化財「率土神社縁起」案内板の修繕について

6 報告

- (1) 令和 8 年度文化財保護事業について
- (2) 市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について
- (3) 市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について
- (4) 令和 8 年度文化財審議会の日程について

7 閉会のことば

現地視察

令和8年度 第1回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令・・・・・・・・・・	1
第26期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿・・・・・・・・・・	2

次第5 議 題

- (1) 市指定文化財「イッペガサ製作技術」復元実験について・・・・・・・・3
- (2) 市指定文化財「率土神社縁起」案内板の修繕について・・・・・・・・5

次第6 報 告

- (1) 令和8年度文化財保護事業について・・・・・・・・・・17
- (2) 市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- (3) 市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について・・・・・・・・22
- (4) 令和8年度文化財審議会の日程について・・・・・・・・・・24

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令 袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例より抜粋

第2章 市指定文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

第4章 市文化財審議会

(設置)

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

(定数及び委嘱)

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 2 6 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 7 期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	再 任 2 期目
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 10 期目
なりた あつひこ 成田 篤彦	記念物	再 任 10 期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	再 任 2 期目
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 3 期目
いぐち たかし 井口 崇	有 形	新 任 1 期目

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議題（１）市指定文化財「イッペガサ製作技術」復元実験について

令和７年度第２回文化財審議会において報告した「イッペガサ製作技術」について、令和８年２月２０日に復元実験を行いました。

つきましては、実施内容について報告するとともに、今後の復元マニュアル作成等について意見を求めるものです。

１ イッペガサ製作技術について

袖ヶ浦市蔵波に伝えられた編み笠の製作技術です。イグサを材料とし、小型で深く被る事から風に強く、沿岸地域で好んで使用されていました。当地方特有の民俗技術であることから、平成２２年に個人を技術保持者として、袖ヶ浦市指定文化財に指定されました。

２ 指定後の対応について

指定前の調査として、各聞き取り調査、並びに技術保持者による製作技法の映像記録を製作しています。

後継者育成のために講座等を企図しましたが、原料である野生のイグサの入手が困難であり、栽培を試みましたが失敗し、講座等は実現できませんでした。

令和７年度、成田委員の協力により、木更津市内でイグサの入手に成功したため、技術保持者と連絡を取ろうとするも不通であり、自宅は片づけられた状態でした。

３ 令和７年度第２回文化財審議会

現状を報告し、今後の対応について下記の４点を提示しました。

- ① 技術保持者と縁者の搜索。
- ② 他に製作できる方がいるか、蔵波区を中心に海側の集落で調査を行う（主に海側の集落で製作されていた）。
- ③ 類似する笠の製作者の協力のもと、過去の記録映像等から製作技術を復元し、詳細なマニュアル等を作成する。
- ④ 今後、技術保持者が亡くなった場合、指定は解除する。ただし、上記の方針を元に、保存活用について検討する。

現在、①、②については難航しており、③の方針について技術保存の観点からマニュアルの作成を検討しています。

4 イッペガサ製作技術復元実験

平成20年、技術製作者の映像記録が現存しますが、詳細が不明な点があったため、類似する笠の技術指導者の協力のもと、映像記録を補完する目的で復元実験を行いました。

日 時：令和8年2月20日

場 所：八生公民館（成田市松崎317）

協力者：後藤 容子氏（元千葉県立房総のむら職員）

※氏は10年以上ボッチ笠製作体験の指導を行っていました。

不明点：乾燥したイグサの戻し方、水の切り方、使用するイグサの量、束ねる際の力加減。

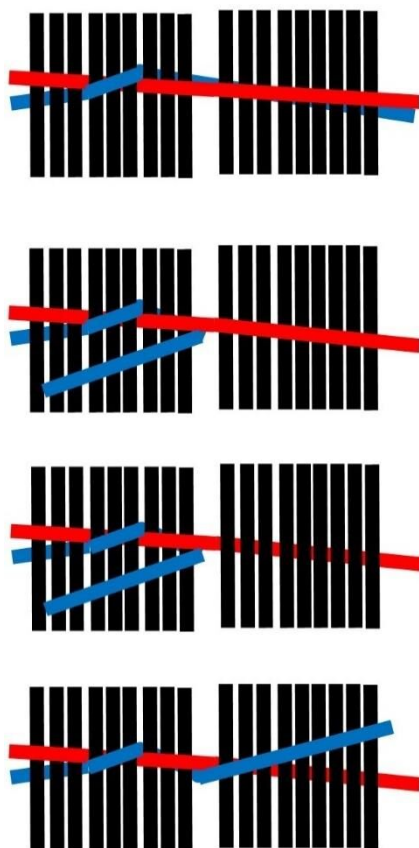
編み込む際のイグサの動き、短くなったイグサの足し方、末端を折り返して編み込む編み方等々。

結 果：イッペガサの製作に成功しました。今後、技術的な不明点があれば後藤氏に聞き取る事は可能（技術保持者と真に同様である保証はない）。

5 今後製作するマニュアルについて

- ① 映像記録を元に補足として、復元実験の映像、図解を挿入した製作方法に特化したマニュアルを製作する。
- ② 民俗的記録、製作技術を記載したイッペガサ製作技術の総括報告書を記録物として別途製作する。

図解一例



議題（２）市指定文化財「率土神社縁起」案内板の修繕について

平成２年１月２４日に指定された「率土神社縁起」につきまして、その内容を周知するために、平成４年３月に案内板を設置しました。

設置から３５年が経とうとしており、板面がほとんど見えない状況になっていることから、板面の修繕を行なおうとするものです。なお、板面に記載した内容について、率土神社縁起に記された内容と一部齟齬が認められます。

つきましては、案内板の文面の修正内容について意見を求めるものです。

１ 率土神社縁起について

率土神社の祭神埴安姫の由来と正月の社祭の起源について述べたものであり、現在残されているものは江戸時代初期に書かれた写本です。原本は室町時代に書かれたと推定されています。

古代の袖ヶ浦市の歴史的環境を示すものとして貴重であることから、平成２年１月２４日付けで市指定文化財に指定されました。

２ 現況

設置から３５年経過し、板面がほとんど判読不能となっています（別紙写真参照）。

３ 修正内容について

① 現況３段落２行目

修正前：盤古帝の悪政によって国が乱れ

修正後：隣国の王によって追放され

修正理由：盤古帝が悪政を行ったことによって追放されたというよりは、盤古帝を疎んだ隣州の帝が追い出したといった内容であるため（別紙原文、意識①参照）

② 現況３段落４行目

修正前：天皇の命によって東国の民を鎮めるために下向することになった

修正後：民を守りたいと思い、盤古帝と別れ、七人の王子と共に関東へ下向することとなった

修正理由：「関東へ下向して民を守りたい」と、自分の意志で下向したため（別紙原文、意識②参照）

③ 現況 3 段落 6 行目

修正前：天豊媛命の名を賜り

修正後：削除

修正理由：話の大枠にはかかわらない内容であり、文章を簡潔にまとめるため（別紙原文、意識③参照）

④ 現況 3 段落 7 行目～4 段落 1 行目

修正前：上総国望陀郡^{かずさのくにもうだぐん}飯富^{お お}の里についた。

土地の人々に迎えられた後は、神納の地に社殿を建てて住みつき

修正後：上総国望陀郡^{かずさのくにもうだぐん}飯富^{ごおり}にたどり着いた一行は、西隣に移動したところ、

土地の人々に迎えられ、社を構えて民を守護した。また、家臣にこの地に良き名を授けるように命じ、神宝である鏡を納めたことにちなみ神納という地名とした

修正理由：原文には「飯富」と記載されているため。また、「郡」のルビを「ごおり」とする。

さらに飯富の地から移動してこの所（神納）に来たとあることから、飯富の西隣へ移動したということ、神納という地名は后が家臣に命じてつけさせたこと、地名をつけた理由として神宝である内侍所（鏡）を納めたことを追記。（別紙原文、意識④参照）

⑤ 現況 4 段落 2～4 行目

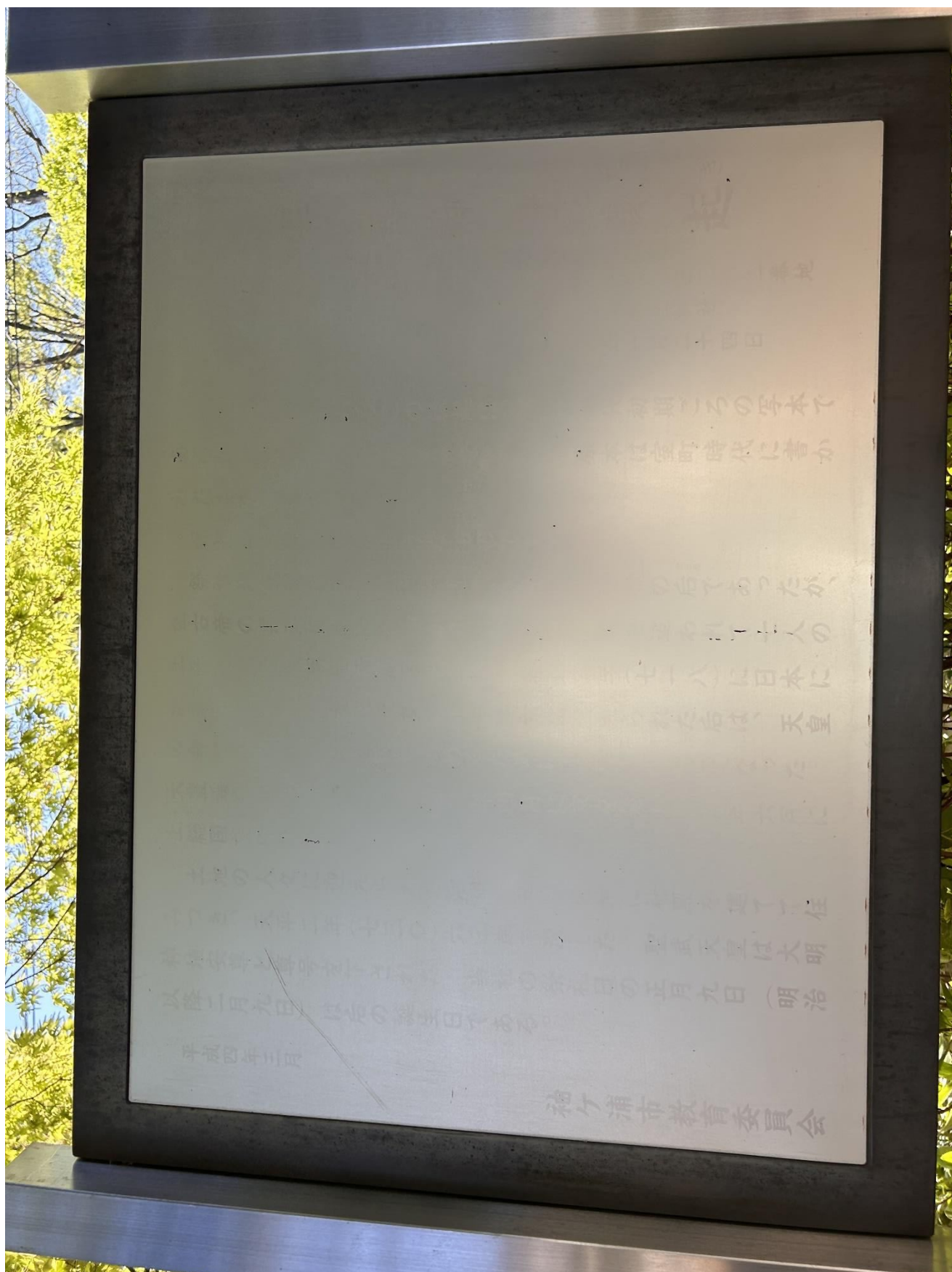
修正前：大明神埴安姫と尊号を下された。当社の祭礼日の正月九日（明治以降二月九日）は後の誕生日である

修正後：率土大明神埴安尊の尊号を下された』

この縁起書は、後の誕生日である正月九日（明治以降二月九日）に神前で奉読する習わしで、現在も続けられている

修正理由：原文に「率土大明神埴安尊」とあることから原文のとおり修正した（別紙原文、意識⑤参照）。

また、袖ヶ浦町史に「春季大祭は神前で『率土神社縁起』を奉読する重要な祭典で「縁起式」と称する」との記述があり（『袖ヶ浦町史通史編下巻』P775）、現在でもこの行事が行われていることから、率土神社縁起がどのように取り扱われてきたかを示すために追記した。



そつとじんじやえんぎ 率土神社縁起

所 有 者 袖ヶ浦市神納三三八二番地
管 理 者 宗教法人率土神社
指 定 年 月 日 平成二年一月二十四日

率土神社に伝わるこの縁起は、江戸時代初期ごろの写本であるが、書体・片仮名の字体などから、原本は室町時代に書かれたものと推定される。

縁起の大要は次のようなものである。

祭神^{はにやすひめ てんじく}埴安姫は天竺^{ま か だうほんこてい}（インド）摩伽陀国^{もがた}盤古帝^{ばんこてい}の後であつたが、盤古帝の悪政によって国が乱れ、人民に国を追われて七人の王子と家臣^{おのあそんきよまろ}大朝臣^{おほあそん}清麻呂と共に、養老二年（七一八）に日本に漂着した。時の元正天皇によって京に迎えられた後は、天皇の命によって東国の民を鎮めるために下向することになった。天豐媛命の名を賜り、養老二年四月に京を発し、同年六月に上総国^{かすさのくに}望陀郡^{もちだぐん}飫富^{お お}の里に着いた。

土地の人々に迎えられた後は、神納の地に社殿を建てて住みつき、天平二年（七三〇）六十三歳で没した。聖武天皇は大明神埴安姫と尊号を下された。当社の祭礼日の正月九日（明治以降二月九日は後の誕生日である）。

平成四年三月

袖ヶ浦市教育委員会

そつとじんじやえんぎ 率土神社縁起

所有者 宗教法人率土神社
管理者 袖ヶ浦市郷土博物館
指定年月日 平成二年一月二十四日

率土神社に伝わるこの縁起は、江戸時代初期ごろの写本であるが、書体・片仮名の字体などから、原本は室町時代に書かれたものと推定され、大意は次のようなものである。

『主祭神^{はにやすひめ てんじんく}埴安姫は天竺（インド）摩伽陀国^{まかだこく}盤古帝^{ばんこてい}の後であつたが、

隣国^{お隣の}の王によって追放され、帝と七人の王子、家臣大朝臣^{おおのあそん}清麻呂^{きよまろ}ほか多くの家臣などと共に養老二年（七一八）に日本に漂着した。

時の元正天皇によって都に迎えられた後は、民を守りたいと思い、盤古帝と別れ、七人の王子と共に関東へ下向することとなった。

養老二年六月に上総国^{かみそとのくに}望陀郡^{もちだぐみ}飯富にたどり着いた一行は、西隣に移動したところ、土地の人々に迎えられ、社を構えて民を守護した。また、家臣にこの地に良き名を授けるように命じ、神宝である鏡を治めたことにちなみ、神納という地名とした。

天平二年（七三〇）六十三歳で没し、亡骸は石室に納められた。

時の聖武天皇は率土大明神埴安尊^{みこと}の尊号を下された』

この縁起書は、後の誕生日である正月九日（明治以降二月九日）に神前で奉読する習わしで、現在も続けられている。

令和八年 月

袖ヶ浦市教育委員会

縁起

斯坦安縁起原視天竺摩伽陀国盤古帝后宮宮御居諱、天豐媛命。然盤古素戔鳴產靈常惠御居故吾国乱。

- ① 依之隣州之帝家臣召而曰「盤古吾不順令撥乎」仰荒振家臣等「盤古可漂流」曰臣請詞既以桑造新船盤古皇后七天子并家臣大朝臣清麻呂多家子載御船舳舻解放、大海原押浮、順風滯漂年滿三十有九月以葦原播州飾磨郡着。

其日本朝、仁王四十四代・元正帝御宇。然盤古飾磨着由、日本帝聞所食于時養老二年正月廿一日 山科教房被仰勅使。教房請勅命、播州下向、盤古對面勅詞演

曰「異国之面々、奈故放至斯依為本朝禁絲所以問者也」教房謹白。則盤古、勅答曰「勅問、謹感心。然吾是月氏摩伽陀国官長、去日、辰旦下向、幸欲本朝見至爰。唯願以嵩帝封吾 (さんずいに用) 念」曰。

教房請答、禁裏販、盤古由葉奏。

帝聞所食、重盤古為迎、山科左中将資成被遣。資成飾广着、迎勅心奏。盤古喜味大重、志勅使共而和家御幸。則元正帝對ふ(衣編に晋)、相互義式治後、盤古帝新殿造、奉遷。日亦盤古后、盤古曰、吾身七天子連れ(ころも編に豊)、自此

- ② 關東下向、社見立、天子等口(示編に司)、治鎮民守曰。盤古聞所食、御心万加玉惠。万の字より恵まで以口

答其時、清麻呂被召、此旨元正帝可奏由日清士請勅參内、帝此旨奏。

帝聞所食、盤古后口鄙里下向賜被感御袖沁則。則元正帝家臣、橘諸門朝臣岡本民部少安重・宮崎中将藤原朝臣義教召、汝等盤古后・七天子之御供、關東下向、能奉親。

- ③ 則清麻呂曰。「吾本朝官長。然則、任禁式、后宮可贈神名」其文曰「琴子絲既口(糸編に元)、明德遣音、贈天豐媛命。此後、雖月氏人、大古縁、本朝深、故今更東流、幸以德依念之。宜加崇口、曲謚号率士明神坦安尊」

則勅文清麻呂渡賜。麻呂、請勅文、下向后之献。尊、喜味大。然而盤古帝口口身此所住相衣口(示編に司)乞。

自其后、七天子・大朝臣清麻呂・藤原義教・橘朝臣安重・女其外臣、召連順、于時養老二年戊午四月下旬、帝都後關東容向、勢州自浦、催多舩、渡海。追日、六月初午日上総国望陀郡着。私日、多舩ニテ着故、此里二千艘谷ト云所有

自其容々野地為上賜、其節糧穀絶餓食憶賜。然所草刈^{やこ}奴居。清麻呂見之問曰「汝此郷者」聞。奴此郷答。清麻呂曰「汝飯不持為」問。時刈人、幸好麦香煎^番薇(本字と異なる)葉以献。

- ④ 奴美様蕨葉尊奉厨。則尊口此郷名問食賜。奴答「飯富申也」尊曰「誠汝手向穀物餓食果既飽也。自此郷名可飽富郷号曰。然後、誠母尊清麻呂召「汝姉尊可則亦義教二媛可則」各々家臣相則忘乞面々分賜。

④

后安重為先、其外女官等於被共使至此所。此郷□人等是者貴人造新小社尊奉遷貴之。然仁后安重召「吾身此郷居亦去後鎮民守護。問汝美此郷名可号勅」安重請勅字訓考神納号。「義播所以奈后七太子御母殊此鄙里神宝之内侍所納。且亦追念神明玉賜然爰乃則神納所」謹言。后喜色大賜。自其家臣女官等、日夜奉親。

雖然有為之掟不曲、光陰約束果、于時天平二庚午十月一日間春□（火編に禾）六十三於神宿崩。七太子家臣女官此所集○愁感殊此所□人等悲。誠是之古代應化如来入○（家の右がないやつ）之床可云。自其崇骸石室納、斯奉○（曲葬）而奉安重参内而此由奏此所多田出雲云者共天平二天十一月十二日上洛。

其則、元正帝代聖武帝受禪。安重后崩去之由聖武帝奏。帝聞所食

⑤

吾父尊任遺音、率士大明神坦安尊可号」曰。且亦「汝、后宮之可奉廟室守」改五位被補四位安重難有請勅、下向。大亦正月九日之當社祭后御誕生日。縁起昇（元字は下が十の形）

率土神社縁起（やや現代語訳）

ここに坦安の縁起をたずねみるに、天竺摩伽陀国・盤古帝の后宮でいらつしやつた。諱、天豊媛命。しかるに、盤古はスサノオの産霊にて、常日ごろから悪行が目立っていた。故に、吾国は乱れた。

これによつて、隣州の帝は家臣を召していわく、「盤古は吾に順じないので、追い払え」とて、荒ぶる家臣等に仰せ「盤古を漂流すべし」とのたまつた。家臣はこの言葉を請け、すでに桑をもつて新船を造り、盤古・皇后・七人の太子ならびに家臣・大朝臣清麻呂、多くの家子を御船に載せ、舳縄解き放ち、艫縄解き放ち、大海原に押し浮かべ、風にまかせてとどまり、ただよい、年満ちて三十有九月をもつて、葦原播州飾磨郡に着いた。

その日本朝、仁王四十四代・元正帝の御宇。しかるに、盤古が飾磨に着いた話を、日本の帝が聞こし召した。

時に養老二年正月二十一日、山科教房を勅使に仰せられた。教房、勅命を請けて、播州に下向し、盤古に對面し勅詞をのべていうには、「異国の面々、いづくの故に放たれ、ここに至る。帝の命により、その所以を問う者なり」と教房、謹んでもうす。すなわち、盤古、勅答のたまわく、「勅問、謹んで感心す。しかるに、吾はこれ月氏の摩伽陀国の官長で、去日、辰旦に下向し、日本を見ようと欲して、ここに至つた。ただ願わくば、帝にお会いして、吾がねがいを伝えたい」とのたまつた。

教房、答詞をうけ、禁裏に帰り、盤古の言葉を奏した。

帝聞こし召し、重ねて盤古を迎えるために、山科左中将資成を遣わされた。資成、飾磨に着き、迎えて勅のむねを奏した。盤古は、たいそう喜んで、勅使とともに和家（御所？）に御幸した。元正帝は、相互に義式治まつて後、盤古帝を新殿を造り、遷し奉つた。かつ

また、盤古の後、盤古にのたまわく、私は七太子を連れ、これより関東へ下向し、社を立て、太子等を配置し、ながく民を守りたいとのたまつた。盤古聞こし召し、御心にまかせたまへ。万の字より恵まで以口

その時、清麻呂が召され、この旨を元正帝へ奏すべきとのたまふ。清麻呂は勅を受け参内し、帝へこの旨を奏した。

帝聞こし召し、盤古の后が鄙の里へ下向し賜ろうといっていることに感動し、御袖を涙で濡らした。そして元正帝の家臣、橘諸門朝臣岡本民部少安重・宮崎中将藤原朝臣義教召され、汝ら盤古の後・七太子の御供をし、関東へ下向し、よく親しく奉れと命じた。

また清麻呂にのたまつた。「われ本朝の官長たり。然ればすなわち、禁式に任せ、后宮に神名を贈るべし。」その文にいわく、「きん糸既につるべ（意味不明）、明德の遺音、天豊媛

命を贈る。この后、月氏の人といえども、大古の縁、本朝に深いので、関東へ下向することとを、徳をもつてねがう。よつて、率土明神坦安尊と諡号し、崇ぶべき。」と。

そして、勅文を清麻呂に渡した。麻呂、勅文を請け、下向する后にこれをたてまつた。

尊、たいそう喜んだ。それから、磐古帝は、「私はこの所にいようと思う」と、たがいに言葉^{ことば}を交わした。

それより后、七太子・大朝臣清麻呂・藤原義教・橘朝臣安重・女其の外臣、召し連れ、時に養老二年戊午四月下旬、帝都を後に関東におもむきたまい、勢州の浦より、多船を催し、渡海した。日を追つて、六月初午の日に上総の国望陀郡に着いた。私いわく、多船にて着く故、この里に千艘谷という所あり

それから、おのおの上陸したが、その時食料は尽きて、食事がしたくなつた。そこに草刈^{やこ}る奴^{やつ}がいた。清麻呂これを見て、「汝、この郷の者か」と尋ねた。奴は、この郷のものと答えた。清麻呂が「汝、飯は持っていないか」と尋ねた。その時草刈人は、麦の香煎^{かじり}をばらの葉にのせて奉った。

また、奴は、わらひ（薇）の葉で尊をあおぎ奉った。尊は、「この郷の名は」と尋ねながら召し上がった。奴は「飯富と申すなり」と答えた。尊は、「誠に汝が手向ける穀物にて食事^{じし}をすることができました、もうお腹いっぱい飽きるほです。これより、郷の名を飯富の郷と号すべきです」とのたまつた。それから、母尊は清麻呂を召され、「汝は姉尊につきなさい。また義教は、二の媛につきなさい。」と、各々の子どもたちに家臣をつけ、お別れの言葉を交わして、それぞれに分かれた。

后は安重を先頭に、そのほかの女官等を伴として、この所に至つた。この郷の人々は、彼らを、貴人なりと新小社を造つて、尊を遷し奉り貴んだ。そして、后は安重を召され、「私はこの郷にいようと思う。また死後も、ながく民を守護したい。汝、この郷の名に名前をつけなさい」とおっしゃつた。安重、勅をうけ、字訓を考え、神納と号した。「義をほどこすのはいかんとなれば、后は七太子の御母で、殊にこの郷に神宝の内侍所を納めました。かつまた、ねがいのまま、ここに神明としてあらわれました。然るに、ここは、すなわち、神を納める所でございます」と謹んで申しあげた。后は、たいそう喜んだ。それより、家臣女官等、日夜にかしずき奉った。

然れども、有為の掟は変えられず、光陰の約束は果て、時に天平二庚午十月一日に六十三歳で、神宿にて崩御された。七太子・家臣・女官はこの所に集まり、嘆き悲しんだ。何よりこの郷の人々も悲しんだ。誠にいにしえの如来の化身である、入じやくの床とも云つべし（意味不明、入寂の床とも言つた？）。それより、亡骸を石室に納め、ここにうし（意味不明、墳墓を築いて？）奉った。そして、安重は参内してこの話を帝に伝えなければと思ひ、この土地の多田出雲という者を伴つて、天平二年十一月十二日、上洛した。

その時、元正帝は皇位を聖武帝へ譲つていた。安重は、后崩去の話を聖武帝へ伝えた。帝は聞こし召し、「わが父尊の遺音に任せ、率士大明神坦安尊と号すべし」とのたまつた。かつまた、「汝、后宮の廟室を守り奉るべし。」と、安重を五位から四位へ改めて補任した。安重、ありがたいと勅を請け、下向した。正月九日の当社の祭りは、後の御誕生日である。縁起^{えんぎ}終わり。

率土神社縁起（読み下し）

ここに坦安の縁起をたずねみるに（原視）、天竺摩伽陀国・盤古帝の后宮におわします（御居）。諱、天豊媛命。

しかるに、盤古はスサノオの産霊にて、ところがなく（常恵）御居ます。

※恵＝強いのか？または、スサノオの子だから常日ごろから悪行が目立っていたんじゃないかと、くらしい訳か。

故、吾国乱れる。

これによつて、隣州の帝は家臣を召していわく、「盤古は吾に順ぜず、はらいむげしめよ（令撥平）」とて、荒ぶる家臣等に仰せ「盤古を遷流すべし」とのたまふ。

※恵政により追放されたというよりは、国乱に乗じて隣国の帝に追い出されたという感じ。

家臣はこの言葉（祠→詞？）を請け、すでに桑をもつて新船を造り、盤古・皇后・七人の

太子ならびに家臣・大朝臣清麻呂、多くの家子を御船に載せ、軸縄解き放ち、艫縄解き放ち、大海原に押し浮かべ、風にまかせてとどまり、ただよい（順風滞漂）、

年満ちて三十有九月をもつて、葦原播州飾磨郡に着いた。

その日本朝、仁王四十四代・元正帝の御宇。しかるに、盤古が飾磨に着いたよしを、日本の帝が聞こし召し（聞所食）。

時に養老二年正月二十一日、山科教房を勅使に仰せられた。教房、勅命を請けて、播州に下向し、盤古に對面し勅詞をのべて（？演）いわく、「異国の面々、いづくの故に放たれ、ここに至る。本朝禁糸（※糸ふたつ）のためにより（帝の命により）、その所以を問う者なり」と教房、謹んでもうす。すなわち、盤古、勅答のたまわく、「勅問、謹んで感心す。しかるに、吾はこれ月氏の摩伽陀の官長、去日、辰旦に下向し、幸い本朝を見んと欲して、ここに至る。ただ願わくば、貴帝にもつて封しめ、吾がねがいのみ口んと（封吾口念）のたまふ。

教房、答詞をうけ、禁裏に飯（かえり？）、盤古のよしを奏す。帝聞こし召し、重ねて盤古を迎えるために、山科左中将資成を遣わされたり。資成、飾磨に着き、迎えて勅のむね（心）を奏す。盤古、喜味はなはだ（大）あつし（重）。志、勅使ともに和家に御幸して、ときに（則）元正帝、対ふ（ふはこころもくんに普）相互に義式治まつて後、盤古帝を新殿を造り、遷し奉る。かつまた、盤古の后、盤古にのたまわく、吾が身、七太子を連れ、これより関東下向し、社を見立て、太子等を祠治鎮、民を守るのたまふ。盤古聞こし召し、御心にまかせたまふと（万加世玉恵）。万の字より恵まで以下

答えき、その時清麻呂召され、この旨元正帝へ奏すべきよしをのたまふ。清土、勅を受け、参内し、帝へこの旨を奏す。

帝聞こし召し、盤古の后口（まだれに夷）、鄙の里へ下向し賜らんのを感ぜられ、御袖をひたし（沁）たまひ、ときに（則）元正帝の家臣、橘諸門朝臣・岡本民部少安重・宮崎中將・

藤原朝臣義教召され、汝ら盤古の後・七太子の御供し、関東下向し、よく親しく奉れ。

則また清麻呂にのたまわく、吾本朝の官長たり。然ればすなわち、禁式に任せ、后宮に神名を贈るべし。その文にいわく、きん（羽に今）糸（糸ふたつ）すでにつるべ（いとへんに元）明徳の遺音、天豊媛命を贈る。この后、月氏の人といえども、大古の縁、本朝に深し故、今更に東流幸、徳をもつてこれをねがう（念）よつて、率土明神垣安尊と諡号し、崇□（豊へんに施のつくり）曲を加え宣。すなわち勅文を清麻呂に渡したまう。麻呂、勅文を請け、下向する后にこれをたてまつる。尊、喜味はなはだし（大）。しこうして、盤古□（帝か）あが身この所にいままさん（住）。たがいに（相衣）ことこいした（祠乞）。それより后七太子・大朝臣清麻呂・藤原義教・橘朝臣安重・女其の外臣、召し連れ、時に養老2年戊午四月下旬（しものとうかに）、帝都を後に関東におもむきたまい（容向）、勢州より浦により、多船を催し、渡海する。日を迫つて、六月初午の日に上総の国望陀郡に着きたまう。私いわく、多船にて着く故、この里に千艘谷という所あり

それより、おのおの（容々）野地に上らせ賜い、その節糧穀絶え、餓食の憶いし賜う。然る所に草刈る奴居る。清麻呂これを見て、問いていわく、汝、この郷の者かと問く。奴、この郷のものと答う。清麻呂がいわく、汝、飯は持たずかと問う。時にくさかり（刈）人、幸い、好、麦の香煎をばら（ばはくさかんむりに飯、らは菜）の葉をもつてたてまつる（献）。奴、まさしく（美様）わらひ（薇）の葉にて尊をあおぎ（厨）奉る。ときに（則）尊の□、この郷の名はと問わ食し賜う。奴答えて飯富と申すなり。尊いわく、誠に汝が手向ける穀物にて餓食を果たし、すでに飽くなり。これより、郷の名を飽富の郷と号すべきと。曰。しこうして（然）後、母尊清麻呂を召され、汝は姉尊につく（則）べし。また義教、二の媛につくべし。各々家臣を相つけ、忘れ乞いして面々に分かち賜う。

后は安重を先として（為）、其の外の女官等を共使せられ、この所に至りぬ。この郷の庶人等、是者、貴人なりと新小社を造り、尊を遷し奉り、これを貴ぶ。然るに、后は安重を召され、吾が身この郷に居まさん。また去つて後、ながく（鎮）民守護せん。間。汝、よく（美）この郷の名を号すべしとのりたまう（勅）。安重、勅をうけ、字訓を考え、神納と号す。義をほとこす（播）所以、いかんとなれば（奈）、后は七太子の御母たり。殊にこの鄙里に神宝のないし（内待）所を納めん。かつまた、ねがいのまま（追念）、神明とあらわれ（玉）賜う。然るに、ここ、すなわち（則）、神を納める所と謹んで申す。后、喜色はなはだし（大）賜う。それより、家臣女官等、日夜にかしつき（親）奉る。

然れども、有為の掟たがわず（不曲）。光陰の約束果て、時に天平二庚午十月一日によわい（よは春、わいは火へんに禾）六十三へたてて（間）、神宿においてほう玉（崩）。七太子家臣女官この所に集い、□愁感す。殊にこの所の庶人等、悲しむ。誠に是はこれ古代應化の如来、入寂の床とも云つべし。それより、崇骸を石室に納め、ここにうし（曲・死などの入った字）奉る。しこうして、安重は参内し、この由を奏せんと。この所、多田出雲と云う者をぐして（共）、天平二天十一月十二日、上洛す。

そのとき（則）、元正帝、代を聖武帝へ受禪したまう。安重、后崩去の由を聖武帝へ奏す。

訳文

帝、聞こし召し、吾が父尊の遺音に任せ、率土大明神坦安尊と号すべしとのたまふ。かつまた、汝、后宮の廟室を守り奉るべし。五位を改め四位に補せられる。安重、有難しと勅を請け下向す。はたまた（大亦）、正月九日の当社の祭りは、后御誕生日たり。縁起おわんぬ。

報告（１）令和８年度文化財保護事業について

① 令和８年度文化財保護事業内容

No.	事業名 (事業費:千円)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	文化財審議会関係費 (219)	市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を伺います。また、文化財の保護のための調査研究活動を行います。	通 年 (会議 4 回)	委員 7 人
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (1,629)	市内に所在する文化財を後世に伝えるため、指定文化財管理者に対して、管理費用などの補助金を交付します。また、腐朽しやすい鉄製品の保存処理等、文化財の総合的な保存・活用を図ります。 ○文化財補助事業 指定文化財所有者・管理者に補助金を交付し、適切な維持管理を行う。 ○民俗・伝統芸能保護・継承事業 民俗芸能を継承する団体及び個人に対して支援などを行う。現在行われている民俗芸能に対して記録保存を行う。 ○活用事業 指定文化財特別公開 ○埋蔵文化財保存活用事業 劣化しやすい資料を適切に保存処理し、活用する。(鉄製品保存処理(椿古墳群鉄製品)) ○その他 全国史跡整備市町村協議会・千葉県史跡整備市町村協議会への参加	通年	文化財 指定等文化 財管理者
3	埋蔵文化財整理棟 施設管理事業 (2,649)	埋蔵文化財保護に関わる施設を維持管理します。	通年	
4	埋蔵文化財調査事業 (18,131) 内訳 国庫補助事業 5,605 市単費事業 3,704 民間開発事業 8,822	市内に所在する遺跡について、各種開発行為と文化財保護の調和を図ります。破壊を免れない遺跡についてはその価値を明らかにするための記録保存の発掘調査を実施します。また、発掘調査成果を発掘調査報告書として刊行し、遺跡の内容を周知します。 ○市内遺跡 確認調査・個人住宅建設等に伴う本調査、整理報告書刊行 3 件調査予定あり ○民間開発事業 1 件調査予定あり ○開発事業に伴う試掘	通年	埋蔵文化財 事業者

No.	事業名 (事業費:千円)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
5	山野貝塚保存活用事業 (57,585) 内訳 用地取得関係費 871 環境整備関係費 3,559 史跡整備関係費 52,857 活用関係費 260 その他旅費 38	国史跡山野貝塚について、整備基本計画に基づき、現地整備を実施します。また、史跡の適切な保護のため史跡指定地の公有地化及び未指定地の指定を進めます。さらに、ボランティア活動の推進等により、山野貝塚の重要性を周知し、市民の山野貝塚の保存活用に対する理解を高めます。 ○整備工事、実施設計作成 ○史跡の公有地化 ○史跡の維持管理（草刈り） ○整備の実施設計 ○イボキサゴ採取、縄文食体験会の開催、講演会の開催 ○山野貝塚カードの活用 ○ボランティア組織の運営	通年	山野貝塚 市民

令和8年度文化財保護事業関係予算

当初予算 単位：千円

	事業名	内 容	時 期	令和8年度予算	令和7年度予算	増減
1	文化財審議会関係費 (0002-01)	文化財の指定及び文化財の保護・活用（会議等 4回） 【内訳】 報酬 旅費 需要費	4月～3月	219 160 56 3	242 186 53 3	▲23 ▲26 3 0
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (0002-02)	指定文化財補助、文化財保護全般 【内訳】 報償費 ・報償金 ・報償物品等 旅費 需用費 役務費 委託料 ・システム保守管理委託料 ・御手洗井植栽等管理委託料 ・出土鉄製品等保存処理 ・文化財案内板設置委託料 負担金・補助金 ・負担金 ・市指定文化財補助金 文化財保険・維持管理費 8件 文化財保険のみ 1件 維持管理費のみ 13件	4月～3月	1,629 25 20 5 14 10 40 727 165 62 500 0 813 44 769	2,185 50 50 0 14 0 20 1,256 165 58 499 534 845 44 801	▲556 ▲25 ▲30 5 0 10 20 ▲529 0 4 1 ▲534 ▲32 0 ▲32

	事業名	内 容	時 期	令和8年 度予算	令和7年 度予算	増減
5	山野貝塚保存活用事業（0002-09）	山野貝塚を国史跡として保存し、将来的には史跡公園等として整備し、公開する。	4月～3月	57,585	21,482	36,103
		【内訳】				
		会計年度任用職員報酬（講演会）		84	1,200	▲1,116
		共済費		1	4	▲3
		報償費		572	760	▲188
		旅費		56	166	▲110
		需用費		110	1,783	▲1,673
		・消耗品費		76	91	▲15
		・燃料費		30	39	▲9
		・食糧費		4	4	0
		・印刷製本費		0	1,649	▲1,649
		役務費		9	9	0
		委託料		10,142	12,686	▲2,544
		・実施設計委託料		4,675	4,950	▲275
		・基本設計等委託料		0	3,157	▲3,157
		・工事監理委託		2,057	0	2,057
		・その他委託料		3,410	4,579	▲1,169
		除草委託		3,410	3,476	▲66
		土壌分析委託		0	249	▲249
		リン・カルシウム分析委託		0	74	▲74
		炭化物委託		0	152	▲152
		補償物件調査委託		0	628	▲628
		使用料・賃借料		90	163	▲73
		工事請負費		45,679	3,487	42,192
		公有財産購入費		842	684	158
		補償補填及び賠償費		0	540	▲540
6	車両維持管理費（0004-01）	公用車維持管理費（発掘調査及び事務連絡用1台）	4月～3月	176	175	1

合計 80,389 千円（前年度予算 41,687 千円）前年度比 38,702 千円

報告（２） 市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について

市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」について、今年度の実施が中止となりましたので、その状況を含めて報告するものです。

１ かしま人形

コロナ禍をきっかけに令和２～６年度まで実施されませんでしたが、令和６年度に生涯学習課から地元の阿部区に対して、かしま人形の歴史等について説明し行事の再開について働きかけたところ、令和７年度は６年ぶりに行事を実施することとなりました。

実施に際して、事前に製作される刀の鰐や薙刀、袖がらみの製作方法を含めて、当日の製作等の実施状況について、生涯学習課で撮影することができました。

令和８年度については、刀の鰐等細かな部位の製作を行える方が、体調不良等によりそれらを製作することができないとのことであり、他の方が代わりに製作することもできないということであることから、阿部区としては、行事の実施を中止したということです。

２ 野田の虫送り

令和７年度第２回文化財審議会においてご報告した通り、令和７年３月の野田区の総会により、「野田の虫送り」を休止することとなり、今年度も実施されないこととなりました。

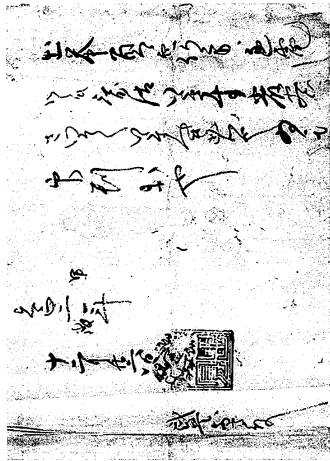
報告（３） 市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について

平成９年２月３日に市指定文化財に指定された「葛田家文書」につきまして、これまで、所有者からの寄託により袖ヶ浦市郷土博物館で管理してまいりましたが、この度資料の寄贈を受けたことから、所有者が変更したことについて報告するものです。

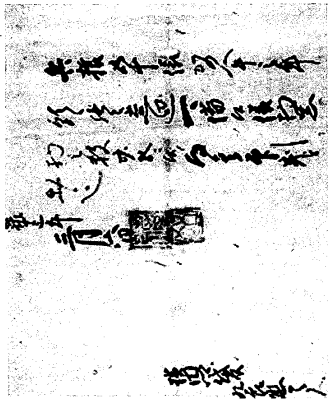
１ 経緯

平成９年２月 ３日 市指定文化財に指定
（市指定文化財第２１号 個人所有）
令和８年３月１８日 資料寄附受領
所有者変更届提出
（新所有者：袖ヶ浦市教育委員会）

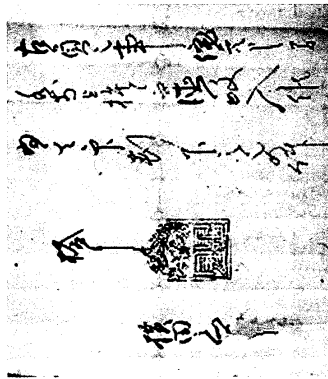
- 所在地：横田
(市郷土博物館保管)
- 所有者：個人



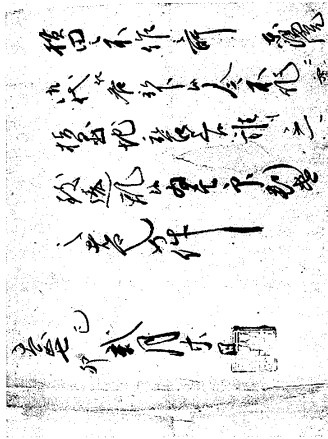
里見義弘印判状 天正2年12月26日
縦30cm、横34.1cm



里見(義堯)印判状 永禄13年3月6日
縦30cm、横38.2cm

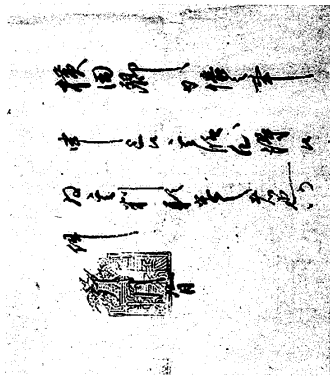


里見義弘印判状 (天正3年) 10月26日
縦30.1cm、横37.9cm

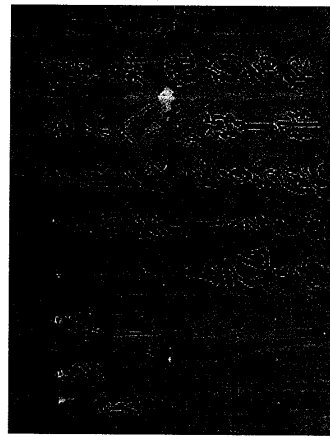


里見(梅玉丸)印判状 天正7年2月20日
縦30.2cm、横39.6cm

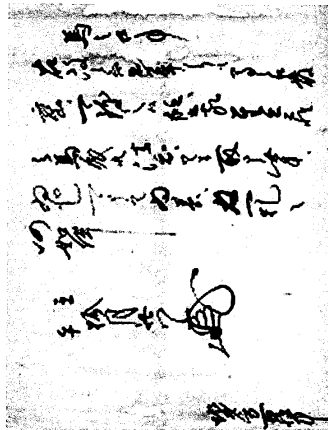
葛田家文書は、数少ない里見氏関係の文書であり、なかでも極めて少ない戦国期の原本史料です。この一群の古文書により、戦国時代末から天正18年(1590)の小田原北条氏滅亡、里見氏の上総領没収までの袖ヶ浦市を含めた西上総地方における里見氏の支配体系がわかります。これは単に袖ヶ浦市の戦国時代史ではなく、房総の戦国時代史の記録としてとらえることができます。また、通常では史料として残りにくい領主権力に対抗する民衆の動向や、それに対応する支配者の姿勢を伝えるという点で、他に類を見ない貴重なものといえることができます。



里見義頼印判状 (天正8年) 卯月9日
縦30.0cm、横37.31cm



里見義頼印判状 (天正8年) 6月28日
縦30.0cm、横37.3cm



加藤信景判物 (天正10年代) 10月28日
縦30.0cm、横34.1cm

葛田家は「横田七人衆」と呼ばれる旧家の一つで、先祖は中世の在地領主であったと考えられています。

報告（４）令和８年度文化財審議会日程について

令和８年度の文化財審議会開催日を以下のとおりとしますので、日程の調整についてお願いいたします。

日 時	内 容	場 所
5月28日(木) 午後1時30分～	議題 (1) 市指定文化財「IPPAGASA製作技術」復元実験について (2) 市指定文化財「率土神社縁起」案内板の修繕について 報告 (1) 令和８年度文化財保護事業について (2) 市指定文化財「かしま人形」及び「野田の虫送り」の現状について (3) 市指定文化財「葛田家文書」の所有者変更について (4) 令和８年度文化財審議会の日程について 現地視察 (1) 蔵波八幡神社（蔵波）	袖ヶ浦市役所 会議室３－１
7月23日(木) 午後1時30分～	議題案 (1) 袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－１
11月12日(木) 午後2時00分～	議題案 (1) 袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－３
令和９年 1月21日(木) 午後1時30分～	議題案 (1) 袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－２

※会場については、議題等の内容により変更する可能性があります。